

華誠の法務ニュースレター

2020年06月 第15号

華誠の動向

華誠が2020 ALB Chinaの知的財産権ランキングに再びランクイン、2020年中国法律大賞にも入選

華誠の弁護士が対処した事件が最高院と上海法院の年度典型的事件に入選

華誠の助力で中国宝武が120億の中期債権（3年）を成功裏に発行

法律の動向

民法典を全文公布、2021年1月1日から施行

知的財産権保護

市場監督管理総局が知的財産権分野の違法犯罪行為で厳しい取締り

データガバナンスと情報セキュリティ

工業・情報化部が公文書にて工業用ビッグデータの発展を指導

金融と証券

中国証券監督管理委員会が公文書にて新「証券法」の実施と創業板の登録制改革への協力を示す

税収政策

3部門が公益性寄付についての税引前控除の関連事項を明確化

訴訟と紛争解決

最高人民法院が新型コロナの発生状況に関わる民事事件の審理における若干の問題に関する指導意見（二）を公布

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は250名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの榮譽を獲得しました。

華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀法律事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所:

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階
郵便番号: 200031
電話: (86-21) 5292-1111; (86-21) 6350-0777
ファックス: (86-21) 5292-1001; (86-21) 6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com
Web サイト: www.watsonband.com

北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビル D ブロック 5C
郵便番号: 100027
電話: (86-10) 66256025
ファックス: (86-10) 6445-2797
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪尔ビル 18 階 A2 室
郵便番号: 150010
電話: (86-451) 8457-3032
ファックス: (86-451) 8457-3032

甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号: 730000
E-mail: gansu@watsonband.com

煙台事務所:

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園 B3-703 室 丁:
264000
E-mail: gansu@watsonband.com

広州事務所:

広州市天河区馬場路 16 号富力盈盛広場 (富力国際公館) A 棟 806 室
電話: +86-13918284649

鄭州事務所:

鄭州市鄭東新区金水東路楷林 IFC、A 座 12B 階
電話: 0371-86569881

蘇州事務所:

蘇州ハイテク産業開発区科学技術パーク学森路 9 号 5 棟 507 室
電話: 0512-68431110

成都事務所:

成都市高新区天府大道北段 1199 号成都銀泰中心 3 号館 22 階 2203、2204
電話: +86-13398190635



今期の内容

華誠の動向

華誠が 2020 ALB China の知的財産権ランキングに再びランクイン、2020 年中国法律大賞にも入選	4
華誠の弁護士が対処した事件が最高院と上海法院の年度典型的事件に入選	4
華誠の助力で中国宝武が 120 億の中期債権（3 年）を成功裏に発行	4

法律の動向

民法典を全文公布、2021 年 1 月 1 日から施行	5
最新の改正版固体廃棄物環境汚染防止法が通過、9 月 1 日から施行	5

知的財産権保護

市場監督管理総局が知的財産権分野の違法犯罪行為で厳しい取締り	6
--------------------------------	---

データガバナンスと情報セキュリティ

工業・情報化部が公文書にて工業用ビッグデータの発展を指導	7
------------------------------	---

金融と証券

中国証券監督管理委員会が公文書にて新「証券法」の実施と創業板の登録制改革への協力を示す	8
上海証券取引所が上海株式市場における上場廃止株の再上場初日の取引メカニズムを改善	8

税収政策

3 部門が公益性寄付についての税引前控除の関連事項を明確化	9
-------------------------------	---

訴訟と紛争解決

最高人民法院が新型コロナの発生状況に関わる民事事件の審理における若干の問題に関する指導意見（二）を公布	10
司法部が司法鑑定人の出廷証言活動改善の公文書を発行	10

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠が2020 ALB Chinaの知的財産権ランキングに再びランクイン、2020年中国法律大賞にも入選

5月20日、トムソン・ロイター傘下の先端の法律誌「アジア法律雑誌」(Asian Legal Business、以下「ALB」という)が「2020 ALB Chinaの知的財産権ランキング」(ALB IP Rankings)を発表した。華誠は「中国現地法律事務所：特許」と「中国現地法律事務所：商標/著作権」の2つのランキングで並々ならぬ成果が表れ、共に第2陣にランクインした。

5月21日、ALBは「2020年中国法律大賞」の入選リストを発表し、華誠は「年度知的財産権法律事務所」と「年度上海法律事務所」の2つの大賞への入選を果たした。



華誠の弁護士が対処した事件が最高院と上海法院の年度典型的事件に入選

年に一度の「4.26 世界知的所有権の日」の際に、華誠がクライアントの知的財産権と社会公衆の利益を守るためにずっと続けてきた弛まぬ努力が各級の人民法院から認められた。華誠律師事務所の姚洪軍弁護士が提起した「MLGB」の商標権無効審判請求行政紛争事件が最高人民法院の発表した「2019年度10大知的財産権事件」に入選した。また、華誠律師事務所パートナーの朱晶晶、パートナーの鄭明礼及び弁護士の張涵が代理した、権利者である姜逸磊のハンドルネーム「papi」、「papiちゃん」の模倣ハンドルネーム「papiちゃん」の不正競争紛争事件も「2019年上海法院知的財産権保護強化典型事件」に入選した。

華誠の助力で中国宝武が120億の中期債権(3年)を成功裏に発行

5月22日、中国宝武は銀行間市場で120億元の中期債権(3年)を成功裏に発行し、表面利率は2.37%であった。華誠所は発行者の弁護士として、主な引受人、格付け機関と協力して、今回の発行に専門的なサービスを提供した。当該プロジェクトは弊所主管パートナーの銭軍亮弁護士、パートナーの呉月琴弁護士、朱琦弁護士、陳嘉龍弁護士が共同で対応し、今回の発行のためにトータルな法律サービスを提供した。



民法典を全文公布、2021年1月1日から施行

このほど、第13期全国人民代表大会第3回会議において、「中華人民共和国民法典」（以下、「民法典」という）が可決され、2021年1月1日から施行される。

「民法典」は合計7編1,260条あり、各編は順に総則、物権、契約、人格権、婚姻家庭、相続、権利侵害責任及び付則となっている。「民法典」は異なる時期に制定された中国の現行の民法通則、物権法、契約法、担保法などの民事法律規範について全面的な系統の編纂・修正を行い、中国の特色を持ち、時代の特徴を体現し、民意を反映した法典を形成している。そのうち、第3編の「契約編」は現行の契約法をベースとして、全面的に改革を深化させる精神を貫き、契約の保護、平等な交換、公平な競争を堅持し、商品と要素の自由な流動を促進し、契約制度を改善した。それは契約編の通則、典型的な契約と準契約の3つの面で体現されている。具体的には、保証契約、ファクタリング契約などの新たな4つの典型的な契約を追加し、売買契約、金銭貸借契約など既存の他の典型的な契約などを改善した。

新華網 より

最新の改正版固体廃棄物環境汚染防止法が通過、9月1日から施行

最近、第13期全国人民代表大会常務委員会第17回会議において、「中華人民共和國固体廃棄物環境汚染防止法（2020年改正）」が可決され、9月1日から施行される。

「固体廃棄物環境汚染防止法」には、医療廃棄物、特に重大な伝染病発生の期間における医療廃棄物の管理を的確に強化し、生活ゴミの環境汚染防止措置と建築ゴミの環境汚染防止に関する規定を改善し、過度の包装、プラスチック汚染に対するガバナンスの力を強化することなどが含まれている。具体的には、工業固体廃棄物環境汚染防止制度を改善し、排出者の責任を強化し、汚染物質排出許可、管理台帳、資源総合利用評価などの制度を追加している。また、国が生活ゴミの分類制度を推し進めることを明確にし、危険廃棄物汚染環境防止制度を改善し、危険廃棄物の等級分類管理、情報化監督管理システム、区域の集中処理施設の建設などの内容を規定している。このほか、違法行為に対しては厳重に処罰し、罰金の限度額を引き上げ、処罰の種類を追加し、処罰が人に及ぶよう強化し、いくつかの違法行為に対する法的責任を補足で規定している。

新華網 より



市場監督管理総局が知的財産権分野の違法犯罪行為で厳しい取締り

先ごろ、国家市場監督管理総局が「行政法執行機関による犯罪疑義事件の移送に関する規定（改正意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を起草し、公開して意見募集を行った。意見フィードバックの締切は2020年6月28日までであった。

「意見募集稿」では第3条を改正し、元の条項に基づいて第2項を追加し、知的財産権の分野において違法犯罪の疑いがある事件の移送手続きを明確に規定している。具体的な内容は、「知的財産権の分野における事件について、行政法執行機関が調査に基づいて発見した事件の事実と収集した証拠は、犯罪の合理的な嫌疑があると見做し、捜査の措置を取って更に証拠を獲得し、刑事の立件基準に達しているかどうかを判断する必要がある場合は、公安機関に移送しなければならない」というものである。

国家市場監督管理総局 より



工業・情報化部が公文書にて工業用ビッグデータの発展を指導

先ごろ、工業・情報化部は「工業用ビッグデータの発展についての指導意見」（以下、「意見」という）を公布した。

工業用データリソースの潜在力を引き出し、工業用ビッグデータ産業の発展の水準を全面的に向上させるために、「意見」では6つの面で18の重点タスクを提示した。具体的には次の通りである。1、データの集積を加速する。2、データの共有を推進する。3、データの応用を深化させる。4、データの管理を改善する。5、データの安全を強化する。6、産業の発展を促進する。そのうち、「意見」では2つの重点タスクを設定しており、工業用データがより広い範囲において、より十分かつ秩序をもって共有され、流通するよう徐々に推進する。主な内容は次の通りである。安全で信頼できる工業用データ空間を共同で構築するために企業をサポートし、公共データ資源の開放、流動を誘導して規範化する。データ流動のキー技術に関わる難関攻略を展開し、工業用ビッグデータ資産価値評価体系を構築し、取引規則を明確にし、市場の監督管理を強化し、工業用データ市場を育成する。

工業・情報化部 より



中国証券監督管理委員会が公文書にて新「証券法」の実施と創業板の登録制改革への協力を示す

中国証券監督管理委員会はこのほど、「公開で発行した証券の会社情報開示内容と様式準則第28号—創業板会社株式目論見書（改正意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）など5つの文書を公布した。

「意見募集稿」における改正の原則と主な改正内容には以下のことが含まれている。1、科創板の試験的な登録制での経験を十分参考にし、科創板のルールと全体的に一致させる。2、創業板をしっかりと位置付け、創業板における企業の特徴についての情報開示を強調する。3、情報開示は投資者の需要に基づくことを堅持する。4、投資者の権益保護を強調する。そのうち、「意見募集稿」では、発行者は「概覧」、「業務と技術」の部分で、発行者自身の革新、創造、創意の特徴、科学技術の革新、モデルの革新、業態の革新と新旧産業の融合状況などを十分に展示するよう要求している。

中国証券監督管理委員会 より



上海証券取引所が上海株式市場における上場廃止株の再上場初日の取引メカニズムを改善

上海証券取引所はこのほど、「『上海証券取引所リスク警告板株式取引管理弁法』の改正に関する通知」（以下、「通知」という）を出し、公布日から施行された。

「通知」によると、具体的な調整には下記の内容が含まれている。

1、再上場株が上場初日の株式相場において一時取引停止となる具体的な状況を調整した。即ち、株式相場の取引価格が当日の寄値と比べて初めて30%を超えて上昇又は下落したり、初めて60%を超えて上昇又は下落した場合、株式相場の一時的取引停止を実施する。元々定められていた「株式相場の売買回転率が30%以上に達し、又は上回った場合」については、今後は株式相場の一時的取引停止を実施しない。

2、一次取引停止の時間や公告などの関連規定を追加した。

上海証券取引所 より

3 部門が公益性寄付についての税引前控除の関連事項を明確化

財政部などの3部門が予ねてから出していた「公益性寄付についての税引前控除の関連事項に関する公告」(以下、「公告」という)が2020年1月1日から施行された。

「公告」によると、企業または個人が公益性のある社会組織、県級以上の人民政府及びその部門などの国家机关を通じて行う、法律規定に合致する公益慈善事業への寄付に用いる支出については、税法の規定に基づき課税所得額を計算する際に控除することを許可する。また、「公告」では、民政部門において法に基づき登録された慈善組織とその他の社会組織が公益性寄付の税引前控除の資格を得るには、同時に「企業所得税法实施条例第52条第1号から第8号に規定された条件に適合する」などの8つの規定に適合しなければならないと指摘している。公益性寄付の税引前控除の資格は全国で有効となり、有効期間は3年である。また、「公告」では、公益性のある社会組織の公益性寄付についての税引前控除の資格を取り消すべきであることや、その公益性寄付の税引前控除の資格を取り消して資格を再確認することはできないなどの具体的な状況を明確にしている。

財政部 より



最高人民法院が新型コロナの発生状況に関わる民事事件の審理における若干の問題に関する指導意見（二）を公布

最高人民法院はこのほど、「法に基づき新型コロナウイルス感染症による肺炎の発生状況に関わる民事事件を適切に審理することについての若干の問題に関する指導意見（二）」（以下、「意見」という）を公布した。

「意見」では、新型コロナの発生状況に比較的大きく影響を受けた売買契約、賃貸契約、金融契約、医療保険及び企業破産などの事件タイプに焦点を当てており、内容には主に下記のことが含まれている。

- 1、「六保」というサービス保障を「六穩」という作業の着力点として、破産・更生、破産・和解、及び善意による文明的な執行の理念の強化を通じて、企業の債務危機を除去し、市場主体を保護する。
- 2、法に基づき、売買契約紛争事件を審理し、産業チェーンとサプライチェーンを保護する。
- 3、法に基づき、教育トレーニング、医療保険契約紛争事件を審理し、民生のニーズに応答する。
- 4、新型コロナの発生期間に国が打ち出した一連の企業・人民優遇政策を効果的に貫徹して遂行し、経済・社会の発展に奉仕して保障する。

そのうち、「意見」では、例えば、オフラインのトレーニング契約が新型コロナの発生状況の影響を受けて正常に履行できない場合や、未成年者による有料オンラインゲームの利用及びオンライン賞金支給紛争、新型コロナの発生状況の影響を受けて起きた可能性がある商業医療保険紛争などの事件といった社会で広く注目を集めた問題について、すべて詳しく規定している。

最高人民法院 より

司法部が司法鑑定人の出廷証言活動改善の公文書を発行

司法部はこのほど、「司法鑑定人の出廷証言活動の更なる規範化と改善に関する指導意見」（以下、「意見」という）を公布し、公布日から施行された。

「意見」によると、人民法院が既に出廷通知にて出廷して証言する鑑定人を指定している場合、指定された鑑定人は出廷して証言しなければならない。出廷して証言する鑑定人を指定していない場合には、鑑定機関が司法鑑定意見書にサインした鑑定人を1名または複数名指定する。また、「意見」では、人民法院が鑑定人に出廷して証言するよう通知した後、「法定の期限に従って出廷を通知していない場合」などの5つの状況のいずれかに当てはまる場合、鑑定人は人民法院に出廷しない旨を書面で申請できると指摘している。人民法院の同意を得た後、出廷していない鑑定人は書面による回答または説明を提出することができ、またはビデオ伝送などの技術で証言ですることがきる。このほか「意見」では、鑑定人が出廷前にしっかりと行うべき準備作業、出廷時にすべき事項、及び出廷の過程で鑑定人が遭遇し、速やかに人民法院に請求を提出できる状況等を明確にしている。

司法部 より